小四郎家記
五
遠
1457

藤光

宮内省圖書寮

小間書歌賀紙巻之又

春の風ひつかぶりたる梅の面

初ものいとうし

附りもてはやしし柳絮飛又と終て名の面白し

堀平のこゝ抽成

源氏人の紅を思ひ人のこゝろをやさ

く情深く人作りくたのしげふるをたきあ

人の氣色ゝ我る事を思ひ絶人

れ只さのみ思ひ侍りしかはんゆる人をまゝ出育しが

お絵ばしけんどんらしく氣閑し面白うたがゝく

宮内省圖書寮

そのころしきふ小町娘が小路迄といふ所にあまる縁組の
媒妁と世間よりひしより儀に親上能にならまし
手代の勝定つとふ呉服商人看板の町にて細縁の娘つ
もらとかせく嫁入してみんとし町の手代に店舗の四条
都で八百屋といふ三重宿の家を渡し物来志てきしたゆへかりんと
勘右のあひ嫁をみんとて紀州路しらの推参が後室つ
又娘の中に御法師として男の子一人有けるが二親の寵愛
浅からず出し世間並の小児よりハ大いのすくなひ気も
まくいはりかる息子。何てもまで逃しが思ふ行末も
只そらの悪ひ事とさる親人かくありかゝ中にも

子なといはるゝ。つゞいて母とおなじく若后が悪さを歩行
出来ると親八こまりはてゝ立腹するほどにいふ者
我子の悪業事ハ一向替らず。若他人が子供が勝負の地
ひやかす時ハ眼をむいて呵り付目揃をかけて摘つておる
擲するなど揚し親の毒で御存男。此御法師の親々
よくとりもちまし人来り猿の面をかつりなどして先度の悪きを遊
す深んで猿の面とかつりなりつ門口へ売りを町内の子
たちに与へり。これらみて細棒へ縄をかけらり是を
泥だらけにしきるが彼を所の悪手なる子共のか
多いし所親勝まで子が天窓をこぶ出し

我子と抱て四人這入りて天窓をたゝきて天窓ハ泣く
前人申す御ゝゝが方ゝゝ行て尋てみゝ人踏石臣左
衛門ひとりゝ御家ゝたゝうきて次第教ゝいひるとハ曾
根ゝ家ひ繼ま志ゝ家業ハ炭商ゝ小商ゝ多
店借のゝ四人肩ゝ腕ゝ御家ゝ方へもて行れ
ゝたゝひゝん世房ゝ耳の像ゝゝゝ行ゝゝきゝけゝ
世房と仙ゝゝゝゝゝゝ飯迄居る祥。扨御家ゝ方
て行四人背と脇差ゝ持ゝ天ゝと斬ゝ紀ゝゝ老
前人申ゝゝ鼻血ゝ出ゝ乳も出ゝ。ゝゝ申て八
右衛門ゝ脇ゝゝゝ手ゝ小ゝて悪ゝゝ天窓ゝ寫ゝゝ

行の眼をきゝとあゝゝハゝ行ゝ天窓たわたゝ
前むゝゝゝゝたきハ白ゝゝゝ人ハ首ゝゝ天窓たゝて紙
赤の紙ゝゝ。行ゝゝゝ方ゝ行ゝて濃
へゝゝゝゝゝゝ行ゝゝゝたゝ天窓
ぬゝ膳ゝゝゝゝゝ又御家ゝもゝ
ぬぎゝゝく紙ゝ紙ゝゝ町内ゝ人ゝ行ゝ
五人ゝ家ゝ行ゝ又ゝ行ゝ月ゝゝ来
見ゝ家ゝの耳ゝゝ人ゝ家ゝ町ゝ人ゝ行ゝ
世房ゝ泣ゝゝ今ゝ紙ゝ紙ゝ行ゝゝゝ
ゝゝ人ゝ世ゝゝゝ接ゝ

ちょっと
かいて
目ぐすり
まるみ
ちゃんまた

いれ
ちゃ
あきんどさん
あきんどさん
こんにゃ
町ひろ
けんそ

文元の[illegible]合つて居る者ゞ双方共親しく[illegible]
[illegible]青ゝ山[illegible]して生長させく後悪性[illegible]
中の者の[illegible]ハ[illegible]ふ[illegible]い親分[illegible]
[illegible]なれば事ゝ[illegible]家[illegible]する人で神[illegible]
[illegible]指[illegible]ゝ町内[illegible]の丁[illegible]
[illegible]ゞし○[illegible]なる[illegible]山見のあふ[illegible]
[illegible]青方又此町内ゝ布[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

生れ初子[illegible]ハ[illegible]
居[illegible]の[illegible]
と集りて[illegible]
どう[illegible]
[illegible]
[illegible]
だ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

のかひ紙楽み。さ徳兵衛がねがふまゝくりかへり。此折り中は
利の恵が両日の事とて物ある八。たんすの中よ徳兵衛の
亭竜出てわりしが早や女坊主の子うち見りくきと疏
徳兵衛がなく相来アるく恨びし扱めてふ細め胡ぢや薬が
こがもるゝとしへバ人ゝのハ大事ありいうしてひよ彼の亭竜は
我身の縁ふくきやんくぬり。悉薬のごでやく鳴音を
すかく出消のおそれるある。ちしこぢやくといふのを
気を付て内まぶん有事。大陸のちゝふぬぎ揃へ首し
ある様く頭巾をあふよ暮る子うちそて徳兵衛背へのかく
付天窓へ着せ。大こきんずやくとまとたゝめて恨びぐ

の五人りちく徳く人形を見ん。此布袋親父居平へ来てとふ
こし笑てく腕造し。たまもの衣しをかもの衣中も能人形が
分きての人形も能のがたんまつゝて前てりしと此様る人
按る一ツかへひ。そふハかづけてあるまよりてあるまいが始で此随の
ちそまると一ツおさまると云ふて細りしが布袋親父彼の小児を
取戻し読まれて汝ぐく云ひし八。楫とあひんが事とひし
人形彼が親も職といふむ勤めの知れたやしかねよの
小年も仕合せ人の五郎とてもし人よ業すども人形ならんが
いそげ。幼なるも好んじて古ひ菖蒲太刀一ふで見て八居
くまどしきふこゝずく人形をすゑんてより。りかなるに云ひ八かもしれし

ゝ力ゝ法で一つ色ゝとくふつまんだ術ゝいろ二ゝ紙げつゝ大義
でゝつもゝ人の五ゝ。少の軽ハまゝの事かゝわゝとゝふたゝのたゝ
きけ出ゝ分でゝすゝ。一ゝ石ハ墨ゝ布ゝを形ゝげる三十ゝ五一りゝ。
うんゝ和ゝうゝゝ感通ゝとゝ感。白ひゝくゝとひゝり必び
感ゝて墨ゝ徳ゝ和ゝとゝ和ゝ第一人はゝて藤ゝの
人形ゝ師ゝ。幸徳の人形ゝ師ゝの藤ゝ。慶ゝ
ゝ異さゝたる人形ゝ今ゝ五ゝ。ゝ人ゝ
ゝゝゝて町ゝ家ゝ町ゝ内の役ゝ児ゝ
坊ゝ主ゝ人ゝひゝ傷ゝ。ゝ人ゝ形ゝとゝふたと
二ゝ紙ゝゝゝ。ゝ人ゝ。ゝ高ゝ。ゝ。

多ひゝ文ゝ百徳ゝの五ゝ徳ゝ。ゝ人ゝ形ゝとゝ
ゝ。ゝ人ゝの少ゝ。ゝ人ゝ。ゝた白ゝ
ひゝ人ゝ形ゝ代ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ布ゝ紙ゝ。ゝ
ゝ功ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

いとく怪しいとも云へ昔石人の細作が秘伝の生命一法
飾く人々物やる面白さ[illegible]。此布袋和尚又乃
物数ども[illegible]と有徳なるふ男と[illegible]
[illegible]ふ我[illegible]といとゝ[illegible]
すゝ人[illegible]ハ紙[illegible]の町中と成風流の業[illegible]
其の多ひ山見の数[illegible]

紙屋[illegible]照くゝ花の初の源氏ハ
見樹乃[illegible]の[illegible]
附り時[illegible]風[illegible]と言[illegible]
[illegible]ハ数[illegible]

[illegible]
門おの[illegible]楽源氏[illegible]面白大
坂[illegible]町人なもどと[illegible]花の初[illegible]
[illegible]
[illegible]の式者[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

とんなりける縁の所より二人の妻子を引はせ撰み手頼天文星
語で腹わるき奴がらのごとくまぎさい時節よ穿きする所申あり
名聞どりもなくまし照りける程に嘆くハ玄関の前にて山覚え
も儀式いかさせ片貧なる先祖名がら一寸と案内を乞ました
出迎の角助ん此へと背おふ手代も一知知して光光へと玄関に
聞ひさしよきらうせ。因果辨舌なども出し重く隠居の
主人へ此由云ひかれば此隠居永井宗順といふて彼部の治療
に悦ばしふまけとなりぬ子息好むるとかるべき裸瘡の神
ほすよ山覚んと申して佐藤もしとかて悦びいさんで玄
関まで出迎ひ奥の客座へ請待して先を外から幼い

申して其子を出し薬進ゆ拵がへの人なれなど来て和尚ハ
病とさいへ般に付出藩後とも戸村家来へ身を寄留した
まバ頃から辛し出頭し料下を升けし令釈。和尚治と申て
行の出しの人宝帳へりきほ乃ゐハとそ小も幼児と来て由好
ね裕禄も山覚んを集め楽みまそ文数よく出参いた
せバ同行子的がの人をも多く有而で由都ゐ者山覚の恩情
成くと手ら者てゐ申した中京婦蒸とり永の町往人布袋
居徳寡つとめた。中く悪僧あらで及も家の神がみ山見
ぬ。云年と八両目も部のうもしが苗秋より実弥ゆ息子
しむ者がそとりんけり村気し幼人と後活し町田の隠居し

毎日方々へ使を遣わし二人共に此の小児
と集めしに、どこへ行きしやの行衛も知れず
我ふたりむ小児の色とりしに。皆いつハ幼仙方へ
小児の大セ。悪漢ハ舟へ向へ出
行れしとのうで宝物ハ
の物未ハ湯浴とよまれ
とも和尚とも成りしが
絵色ハ和尚ハ正面。と三人
有合せ此の門を出して別れしが宮殿へ行けば
こそ前ハ和尚くと申いて居て西山と申す者

申しで考れ物凄しかいたるとの
行て行衛と尋ねしが吐しの代り海底へ
ハ時ケ月の名を知んと思ひ
退屈の神とも代り形くんと硬て。下男一人有
小児を引ぬ山ハ陸船（出入三層屋ハ五層屋の
ぐらん屋）ばかりて毛をきぎ
とまふ行て変と。下男を人付て
陸船（さして走ぎ。初め陸船の新造の門口へ
西山の和尚小小児大セの
幼仙ふんと考ひ西山の和尚なるとし幼仙

きうくつなる動毛操節にて初めて見れバ奇妙を得する事なり
ある日図抵。けやしみなりし先きに人を見へ通してませぬ様
来よりも我も次ぎて出逢ひしが中々人物彫刻
の術。頭へ通して材木を寄積一つとして人の動き事難し。
寄せし亭主もたちきまとしが小児と身ん人形をあふの其作彫刻
知る職先ふしり紀ハ操りからくりより図合よりと仕出の職。今日ハ
先まく用をひ上嫁といふ事をや振んくまよ寄来る本町
肉潔町まで知る人れ尽。この門よりて彦小八親の附にハ
又乳母の附しありり。たちまち分ハ丁稚と呼れたるつまる宿
ならくしと一時より人形指出来て義の彦頭へ出次乃指出

八重の小座敷を結びめぐらし稀見を見てハ宝頭へも座敷を
きちんと。亭主幻人が洞よ流れて座を志りてどん分しける。扱
すべの始ぶ指より動きを附し座敷去つひ七種林の絵を添へし
幕を張て座敷ハ軒のども毛糸を交つの色目縫その縫き
指にも何よの毛糸いと絵と折床の飾物ハ布袋太鼓竜乃
切りだなりよ袖の草花を移し大かさに入て軒を包む子
だよハこしすみ横手。中座敷の内庭二ざり種白砂じて
す見きこの人形。きいしきの雀飛び屏手横大籠の小細工て並べて
見も熟まりふ居る新も。庭ハ泉水つき山どずと芝生て
まりしふ花も種と出。怪我とさまぬ指よりきれくの役人と有

ぶれこく
そうふな
十二

さてく
ひぶる
ぶりこふ
ものうる
あの
ぎんと
ぐらと
きせ
ひそ
みてこつ
ぜんこんいんさよ
そんさく
おぎる
ふせ
の
十三

先子たちの男ぶりよくハ落着(おちつき)にて縁(えん)つき一つ宛(づつ)ごとせて二つ
三つ子までもまるたの代祝ひせ。子たちの親(おや)御(ご)乳母(うば)小女郎
丁稚(でっち)に至るまで中飯(ちゅうはん)夜食(やしょく)くしの餅煮。食物より出ても
ろん時の用ばいに小児科(せうにか)の醫者(いしゃ)と減らさりのよりともを頼(たの)みて
金。綿(わた)る元氣とくぞりて幼人(げんにん)の米の嗣(のど)一世一代の乳母
なるが如き祖家(そや)の孫と一門(いちもん)にかたくねかしてござをいともぬ
面白さ。ト孫んが子に大勢(おほぜい)の小児(しやうに)が揃(そろ)ふ神中に一体して乳を
まちとなり。若(わか)き時より大坂すくとて振(ふ)ぐの樂(たのしみ)にて全振を
へし富郷も此藝(げい)ハ人とされ。國(くに)ハ又たへしよまりも好(この)り
扱(あつか)ふ者に書するを反しが人遣(つかひ)出もあるとも初めての案な

まだ若き者ハ恐れよとて今度夜食出るとぞ人相(にんさう)ちんと
生らくなる人相しきるが布袋(ほてい)の一体などのような事なりさんへける
少し気見とくされしる名家(かか)のほれしよう眼力(がんりき)して坊ずふも人
ハども承りて相見るに是ハ狩野(かの)の古法眼(こほふげん)元信(もとのぶ)の名筆(めいひつ)也
て真筆(しんひつ)なる其の様にも皆少し大坂して稱しの有徳(うとく)成人の
なれども此徳の酒屋(さかや)の隠居(いんきよ)爰へ来てもとも御事済判の
奥(おく)ゆかしさ已に我(が)を折(をり)肝(きも)と消しきて悦(よろこ)び、悦ばし一礼(れい)して
罷(まか)り帰りて小児の群(むれ)の中へまぢりて遊び戯(たはむれ)し知恩院(ちおんいん)町へ戻(もど)りて
其代(だい)ばかりの為。其一子の娘ハ此国の隠居頭巾扱(あつかひ)幼人(げんにん)から振
まの銘句(めいく)。名御の徳を感心(かんしん)してなまりの事よりそれより

[illegible]ばかりに一杯入るとかけるに蛙の[illegible]に成ぬふる人
[illegible]禅僧宮殿の像人[illegible]くに回れば則幻仙と成せし
[illegible]眼元信童子布袋和尚びしびしの常ふ事て
[illegible]ひ幻仙の小児と集る大今の事とも也ハ此と
小児と絵をするとも也とあく[illegible]の親まぢ
助し[illegible]。又幻仙もるぶとを也するとり同事の陰画
[illegible]和尚[illegible]ふ小児と也する[illegible]の[illegible]
[illegible]ふ[illegible]る名画乃[illegible]場[illegible]見る[illegible]
[illegible]の[illegible]たふ[illegible]
[illegible]元信の童の画[illegible]かけ[illegible]唐子と也する

[illegible]すぐ[illegible]。[illegible]
[illegible]書の[illegible]ハ酒屋の[illegible]。[illegible]
[illegible]禅僧[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]画[illegible]一[illegible]
[illegible]
[illegible]の酒盃ハ[illegible]
[illegible]
小児[illegible]質[illegible]巻之[illegible]

安永二癸巳年

京都書林

二条通東洞院東入町
林 伊兵衛

五条通二条下ル町
大黒屋七

北車町通出水下ル町
芳屋孫兵衛

堀川通柳馬場下ル町
武村加兵衛

大坂書林

公儀橋詰大宝寺前
西田屋理兵衛

本町三町目
河内屋茂兵衛

江戸書林

安永二年ハ明治十三年より
百七年ニ成り

紫庭筆村